

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
小谷村	北小谷地区 (深原集落)	令和2年10月2日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後認定農業者及び集落営農組織が引き受ける意向のある耕作面積が多く存在しているが、認定農業者及び集落営農組織の構成員について、65歳以上の構成員も多く若い構成員の確保が必要となっている集落が多い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

深原集落の農地利用は、大部分が中心経営体である集落営農組織1組織が担っている。今後、高齢化が考えられる集落であるため、中心経営体の後継者や農地集積を含め検討していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地等の貸付等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、現在はない。

農地中間管理機構の活用方針

深原集落は重点実施地区として、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付を進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

侵入防止柵の設置や地区猟友会への報告など捕獲体制の構築等に取り組む。

災害対策への取組方針

降雨等に対する被害防止へ向けて、水路の維持管理や法面保護等を集落で取り組む。